

理化学検査

～食肉中の残留物質モニタリング検査～

食品衛生法に基づき県内のと畜場または食鳥処理場で処理された食肉及び県内を流通する輸入食肉中の抗生物質、合成抗菌剤などの残留についてモニタリング検査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、食肉の安全性を確保しています。

抗生物質残留検査

広範囲の薬剤感受性を有する抗菌スペクトルの異なる3種類の試験菌を併用した培地を用いて、食肉中の残留抗生物質を簡易迅速的に検出します。

対象薬剤: 抗生物質
検査部位: 腎臓、筋肉

簡易検査法(ペーパーディスク法)

牛・豚腎臓の場合



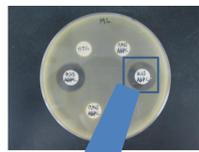
腎臓の髄質にペーパーディスクを挟む

牛・豚・鶏の筋肉、
鶏の腎臓の場合



検体を粉砕後、ペーパーディスクに浸漬する

ディスクを培地に静置し32℃、18時間培養する



阻止円チェック

阻止円

(+): 12mm ≤
(-): 12mm >

分別推定法(ミニカラム法)

阻止円チェック

(+)

陽性

不合格

(-)

陰性

合格

合成抗菌剤・内寄生虫駆除剤 及びホルモン剤残留検査

筋肉からそれぞれの抽出法を施した後、HPLC(高速液体クロマトグラフィー装置)又はLC/MS(液体クロマトグラフ質量分析装置)を用いて測定します。

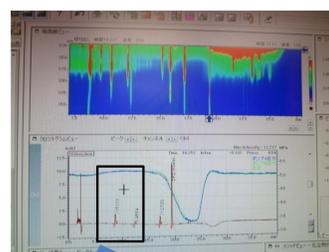
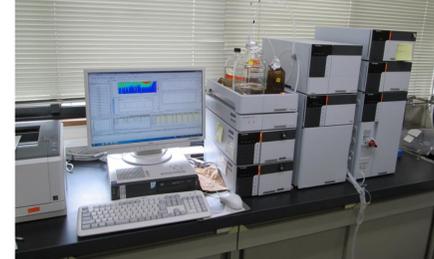
検体(筋肉)



抽出

HPLC又はLC/MS装置で測定

HPLC(高速液体クロマトグラフィー装置)

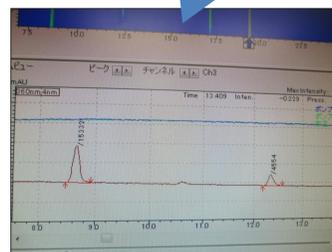


特定薬剤の残留確認

不検出

検出

標準品と比較して残留の有無を確定する



陰性

陽性

不合格

動物用医薬品などの残留が認められた食肉が市場に流通することはありません